

不動産登記に関する事務の一部の停止について

土地区画整理事業に係る換地処分の公告がなされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的とした各種登記申請は、公告日の翌日から事業の登記が完了するまでの間は、原則として、受理することができませんので、御注意願います。

また、事業の対象地域内の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は、

登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されません。

御注意願います。

御不明な点は、当局職員にお尋ねください。

名古屋法務局

期 間	対象地域名	事務停止の理由
令和7年9月16日から 令和7年12月26日まで	別紙のとおり (岡崎支局管内)	土地区画整理事業

別 紙

岡崎市野畑町字上川田

岡崎市柱町字折戸、柱町字権九、柱町字神明、柱町字竹ノ花、
柱町字下地、柱町字堤畔、柱町字南屋敷

岡崎市針崎町字大坪、針崎町字唐桶、針崎町字川辺、針崎町字五反田、
針崎町字太夫縄手、針崎町字中切、針崎町字蓮谷、

岡崎市若松町字川田、若松町字下ギ口、若松町字高田、
若松町字西太夫道下、若松町字西之切、若松町字川田、
若松町字東太夫道下、若松町字南之切、若松町字森越、若松町字屋嶋、
福岡町字荒追